

第1条（本約款の適用）

株式会社エス・トラスト（以下、「当社」といいます。）は、このS-Light 契約約款（以下、「本約款」といいます。）に基づき、S-Light（以下、「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。

第2条（本約款の変更）

1 当社は、本約款が民法第548条の2第1項に規定する定型約款に該当することを前提として、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の個別の同意を得ることなく、本約款を変更することができるものとします。

（1）本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

（2）本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条の規定により本約款を変更することがある旨の定めその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項の規定により本約款を変更する場合、効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

3 前項の効力発生時期は、同項の周知を行った日から起算して30日間を経過した日以後の日とします。ただし、契約者の一般の利益に適合する変更については、この限りではありません。

第3条（NTTの各種規約の遵守）

契約者は、本サービスに関連するNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」といいます。）の各種規約（随時改定される最新の規約をいい、以下のリンク先で公表されているものを含みます。）を遵守するものとします。

NTT東日本 <https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/>

第4条（契約の成立）

1 本サービスの利用契約は、利用希望者（以下「申込者」といいます。）が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続に従い本サービスの申込みを行い、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。

2 サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社は、契約者に対しサービス開始日を通知するものとします。

第5条（契約の単位）

本サービスは、1つの回線収容部または1つの利用回線ごとに前条の契約を締結するものとします。

第6条（契約申し込みの承諾）

1 当社は、本サービスの申し込みを承諾するときは、申込者に通知します。

2 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

(1)本サービスの申込者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者でない場合。

(2)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

(3)本サービスの申込者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(4)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(5)申込者が過去に本サービスの利用契約を解除された者であるとき。

(6)申込者が暴力団その他の反社会的勢力（第14条第1項に定義する反社会的勢力をいう。）に該当し、又はこれらと密接な関係を有していると当社が認めるとき。

(7)申込内容に虚偽又は不備があるとき。

(8)申込者が消費者（消費者契約法第2条第1項に規定する消費者をいう。）である場合。

第7条（契約の変更）

1 契約者は当社所定の方法によりあらかじめ届け出ることにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第6条（契約申し込みの承諾）の定めに準じて取り扱います。

第8条（契約者回線の移転）

1 契約者は、当社がNTT東日本又はNTT西日本のサービス提供エリアに基づき指定する区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第6条（契約申し込みの承諾）の定めに準じて取り扱います。

第9条（契約者の氏名等の変更）

1 契約者は、本サービス（付随サービスを含む。）利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3 契約者が前各項の届出を怠ったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第10条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第11条（契約者が行う本サービスの解約）

1 契約者は、解約を希望する月の前月末日までに当社所定の方法により通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができます。

2 本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までです。計算期間の途中で解約の申込みを行った場合は、当該解約月の1か月分の月額利用料をお支払いいただきます（日割計算は行いません）。

3 契約者は、前項の解約月分の月額利用料のほか、解約までに発生した未払料金（遅延損害金を含みます。）を、当社が別途指定する期日までに当社に支払うものとします。

第12条（本契約の解除）

1 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方へ何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有し、過去に遡及しません。

（1）監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

（2）手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき

（3）第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

（4）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。

（5）解散（合併による場合を除く）の決議をしたとき

（6）資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

（7）違法に、又は公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき

（8）本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき

（9）本サービスの利用料金を2ヶ月以上継続的に滞納したとき

（10）当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき

（11）第14条（反社会的勢力に対する表明保証）に違反したとき

（12）その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 契約者又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができます。

3 前二項の規定により本契約が解除された場合、解除事由に該当した当事者は、期限の利益を喪失し、相手方に対して直ちに一切の未払債務を履行しなければなりません。

4 本契約の解除は、解除事由に該当した当事者に対する相手方からの損害賠償請求を妨げません。

第13条（本サービスの廃止）

1 当社は、合理的な理由により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3カ月前までに通知します。ただし、天災、戦争、感染症の流行、法令の改廃その他当社の合理的な支配を

超える事由により事前の通知が困難な場合は、当該事由が解消した後、合理的に可能な範囲で速やかに通知するものとします。

3 前各項の規定により本サービスを廃止するときは、当社は、契約者から既に受領した料金のうち、廃止日以後の未経過期間に対応する部分を、契約者に対し日割計算により返還します。

4 本条に基づく本サービスの廃止により契約者に生じた損害については、前項に規定する未経過期間相当料金の返還を超えて、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

第14条（反社会的勢力に対する表明保証）

1 当社及び契約者（以下、本条において「両当事者」といいます。）は、本サービス利用契約締結時及び締結後において、自ら並びにその役員又は従業員が、暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2 両当事者の一方又はその役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、相手方当事者はなんら催告することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。

(1)反社会的勢力に属していること、または、過去に反社会的勢力であったことが判明した場合。

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3)反社会的勢力を利用していること。

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6)自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社相手方当事者が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第15条（秘密保持）

1 当社は、電気通信事業法に従い、契約者の通信の秘密を保護します。

2 当社は、本契約の遂行により知り得た契約者に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）を、契約者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩しないものとします。

3 当社は、秘密情報の漏洩、滅失、き損又は盗用を防止するための合理的な安全管理措置をとるものとします。

4 前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。

(1)自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合

(2)法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合

(3)当社がNTT東西、請求会社、自動振替口座の金融機関及び収納代行に対して、本契約を遂行するために必要な範囲で開示する場合

(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報の開示要件を満たす開示請求があった場合、同法に定める手続きに従い、発信者情報を開示請求者に対して開示する場合

5 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報としないものとします。ただし、個人情報については個人情報保護法等の関連する法令を遵守して取り扱いま

す。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 契約者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

6 本条の規定は、本契約終了後も5年間引き続き効力を有します。

第16条（免責）

1 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、それがやむを得ない理由または契約者の指示によるものであるときは、一切の責任を負いません。

2 当社は、本契約約款等の変更により、契約者が設置する端末設備又は電気通信設備の改造、変更又は設定変更を要することとなる場合であっても、その費用を一切負担しません。

3 当社は、本サービスの完全性、正確性、有用性又は適法性を保証するものではありません。

4 当社は本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、混雑状況や通信環境などにより、通信回線の接続が一時的に中断することがあること、又は通信速度が低下することがあることをあらかじめ了承するものとします。

第17条（不可抗力）

地震、台風、洪水、戦争、暴動、感染症、法令の改廃、その他当事者の責に帰すことのできない事由により契約の履行が不能となった場合、当事者はその責任を負わないものとする。

第18条（損害賠償）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供がなされなかったことに起因する損害については、この限りではありません。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。

4 前各項その他本約款の規定にかかわらず、当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限るものとし、逸失利益、特別損害、間接損害、データの喪失・毀損に起因する損害及び第三者からの請求に起因する損害については、当社は賠償責任を負いません。

5 前項に規定する当社が契約者に対して負う損害賠償責任の総額は、当該損害発生原因となる事由が生じた日の属する月を含む直近12か月間に当社が契約者から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

6 前二項の規定は、当社の故意又は重大な過失に起因する損害については適用しません。

第19条（残存条項）

第10条（権利の譲渡等禁止）、第11条第3項、第12条（本契約の解除）第3項及び第4項、第14条（反社会的勢力に対する表明保証）、第15条（秘密保持）、第16条（免責）、第18条（損害賠償）、本条並びに次条（協議解決）及び第21条（準拠法・管轄裁判所）の規定は、本契約の終了後も有効に存続します。

第20条（協議解決）

本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、契約者及び当社はお互いに信義誠実の原則に則り、協議によって解決します。

第21条（準拠法・管轄裁判所）

1 本契約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されます。

2 本契約に関する紛争が生じた場合には、その訴額に応じて、静岡地方裁判所又は静岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（個人情報の取り扱い）

契約者は、下記リンクの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

<https://strust-inc.co.jp/privacy/>

以上

株式会社エス・トラスト
電気通信事業者届出番号：C-04-02245

2026年4月 改定

別紙 基本料金表

※工事費用、通話料金など、基本料金表に記載の無い費用も発生する場合がございます。

NTT西日本エリア

税別表記

| | |
|-----------------------------|--------|
| 光クロス ファミリータイプ | ¥5,800 |
| 光クロス マンションタイプ | ¥5,800 |
| 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼 | ¥4,800 |
| 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼 | ¥3,650 |
| 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ | ¥4,800 |
| 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ | ¥3,650 |

NTT東日本エリア

| | |
|-----------------|--------|
| 光クロス ファミリータイプ | ¥5,800 |
| 光クロス マンションタイプ | ¥5,800 |
| ファミリー・ギガラインタイプ | 4,800 |
| マンション・ギガラインタイプ | 3,650 |
| ファミリー・ハイスピードタイプ | 4,800 |
| マンション・ハイスピードタイプ | 3,650 |

| | |
|------------------|--------|
| ひかり電話オフィスタイプ 基本料 | ¥1,300 |
| ナンバー・ディスプレイ使用料 | ¥1,200 |
| ボイスワープ使用料 | ¥500 |
| 追加番号 | ¥100 |
| 複数チャンネル | ¥400 |

| | |
|---------------------|--------|
| ひかり電話オフィスエースタイプ 基本料 | ¥1,100 |
| 追加番号 | ¥100 |
| 複数チャンネル | ¥1,000 |

| | |
|-----------------|--------|
| ひかり電話A（エース） 基本料 | ¥1,500 |
| 追加番号 | ¥100 |
| 複数チャンネル | ¥200 |

| | |
|----------------|------|
| ひかり電話 基本料 | ¥500 |
| ナンバー・ディスプレイ使用料 | ¥400 |
| ボイスワープ使用料 | ¥500 |
| キャッチホン | ¥300 |
| 迷惑電話おことわりサービス | ¥200 |
| ナンバーリクエスト | ¥200 |
| 追加番号 | ¥100 |
| 複数チャンネル | ¥200 |